

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

青梅市職員退職手当支給条例（昭和 2 6 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者にかかる就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第 5 項中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市職員退職手当支給条例第 1 0 条第 1 1

項（第４号にかかる部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（青梅市職員退職手当支給条例第１条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。